

iFreeETF TOPIX ダブルインバース (-2 倍) 指数
受益権の併合に関する Q&A

Q1：どのような変更を行なうのでしょうか？

A1：当 ETF の複数の受益権をまとめてひとつにする「受益権併合」を行ないます。今回は、2026 年 10 月 21 日の最終受益者名簿に記載された受益者の保有する受益権につき、100：1 の比率で併合いたします。当該併合により、100 口の受益権が 1 口となります。なお、売買単位については変更いたしません。

また受益権併合に伴い、受益権口数が減少するため、以下の変更も行ないます。

- ① 受益権の設定および一部解約にかかる申込単位を、「1 万口以上 10 口単位」から「100 口以上 10 口単位」に変更します。
- ② 信託契約の解約（繰上償還）の事由に定める口数を変更し、繰上償還できる条件として、純資産総額が 10 億円未満となった場合を追加します。（下線部を変更）

変更前：イ．委託者は、信託期間中において、受益権の口数が 10 万口を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託者は、受益権の口数が 20 営業日連続して 5 万口を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

変更後：イ．委託者は、信託期間中において、受益権の口数が 1,000 口を下ることとなった場合または信託財産の純資産総額が 10 億円を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託者は、受益権の口数が 20 営業日連続して 500 口を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

Q2：なぜ受益権併合を実施するのでしょうか？

A2：当 ETF は 2015 年 1 月 5 日に設定され、10 年以上にわたって運用を継続してまいりました。

当初設定日の基準価額は 99,956 円（10 口あたり）でしたが、2026 年 4 月 30 日時点の基準価額は 1,906 円（10 口あたり）と下落傾向にあります。基準価額が低水準にあることで、当該価格 1 円の変化が与える影響が相対的に大きくなっており、対象指数に連動する精度の低下も懸念されることから、適正な商品性を維持するために、受益権併合を行なうことといたしました。

Q3：受益権併合によって保有する口数が減少しますが、資産価値はどうなりますか？

A3：受益権併合によって保有する口数は 100 分の 1 になりますが、1 口あたりの基準価額は 100 倍になります。そのため、市況変動等の要因を除けば、当 ETF の資産価値は変わりません。ただし、保有口数によっては端数受益権となるため、受益者としての権利に影響する可能性があります。

Q4：当 ETF を 100 口以上保有している場合にはどうなりますか？

A4：2026 年 10 月 21 日時点で当 ETF を 100 口以上保有している場合、併合効力発生日（2026 年 10 月 22 日）をもって、100 口の受益権が 1 口となります。100 口を整数倍した部分以外の口数は 100 口に満たない端数受益権となります。

（例）2026 年 10 月 21 日時点で当 ETF を 550 口保有している場合

2026 年 10 月 22 日以降の保有受益権口数：5 口、端数受益権口数：50 口

端数受益権は一括して売却することにより現金化し、端数部分の持ち分に応じてお返しいたします。お返しする金額および受取手続きにつきましては、端数受益権の売却が完了次第ご案内いたします。

Q5：保有口数が 100 口に満たない場合にはどうなりますか？

A5：保有口数全てが端数受益権口数となるため、受益者としての地位を保つことができません。

（例）2026 年 10 月 21 日時点で当 ETF を 99 口保有している場合

2026 年 10 月 22 日以降の保有受益権口数：0 口、端数受益権口数：99 口

端数受益権は一括して売却することにより現金化し、端数部分の持ち分に応じてお返しいたします。お返する金額および受取手続きにつきましては、端数受益権の売却が完了次第ご案内いたします。

Q6：受益権併合時に端数受益権が生じないようにするためにはどうすれば良いのでしょうか？

A6：100 口の倍数となる口数にすることで、端数受益権が生じないようにすることができます。

2026 年 10 月 19 日までに、証券取引所を通じてご自身で買い増しまたは売却をお願いいたします。

Q7：最小取引金額や売買単位は変わりますか？

A7：最小取引金額は、理論上 100 倍となります。売買単位は 1 口単位で変更ありません。

Q8：受益権併合の結果、取引価格や保有受益権がいつ変更になるのかを知りたい

A8：取引所では、併合権利落ち日の 2026 年 10 月 20 日から併合後の価格で取引が行われます。以下は、2026 年 10 月 19 日における基準価額および取引価格（いずれも 1 口あたり）を 170 円、保有受益権を 100 口とし、その後変化がないと仮定し例示するものです。

※実際には、市場動向に伴い変動します。

日付		取引所 価格 (A)	売買単位 (B)	最小取引 金額 (A×B)	呼び値 単位	基準価額 (1 口 あたり)	保有 受益権
10/19	併合権利 付き取引 最終日	170 円	1 口	170 円	1 円	170 円	100 口
10/20	併合権利 落ち日	17,000 円	1 口	17,000 円	5 円	170 円	(※) 100 口
10/21	併合 基準日	17,000 円	1 口	17,000 円	5 円	170 円	(※) 100 口
10/22	併合効力 発生日	17,000 円	1 口	17,000 円	5 円	17,000 円	(※) 1 口

(※) 投資家の皆様の証券口座では、併合権利落ち日の 2026 年 10 月 20 日から併合後の口数が表示される場合があります。

(※) 2026 年 10 月 20 日以降は、併合前の口数で 100 口未満の受益権については売却することができなくなります。ご注意ください。

以上